

深谷市老人ホーム入所判定委員会設置要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、福祉事務所長が老人ホームへの入所措置及び措置継続の可否を判定し、その入所措置等の適正化を図るため設置する深谷市老人ホーム入所判定委員会（以下「委員会」という。）の構成及び運営等に関し必要な事項を定めるものとする。

(構成)

第2条 委員会は、福祉事務所嘱託医、保健所職員、老人福祉施設代表者、高齢者福祉担当課長及び高齢者福祉担当社会福祉主事を委員として構成する。

2 委員会に委員長を置く。委員長は、委員の互選とする。

3 前項の委員は、市長が委嘱又は任命する。

(委員の任期)

第3条 委員の任期は、1年とする。ただし、委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第4条 委員会は、福祉事務所長が招集し、委員長が主宰する。

2 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ、委員長の指定する委員がその職務を行う。

(庶務)

第5条 委員会の庶務は、高齢者福祉担当課において処理する。

(その他)

第6条 この告示に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この告示は、平成18年1月1日から施行する。